

住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業 Q&A

<全体>

Q 1 本事業の目的は何ですか。住宅所有者にはどのようなメリットがありますか。

A

本事業は、太陽光発電システム設置に際しての住宅所有者の初期費用負担のハードルを下げ、太陽光発電システムの導入拡大を進めるため、初期費用ゼロで太陽光発電システムを設置するサービスを提供する事業者に対し助成するものです。

助成金は事業者を支払われますが、利用料の低減等を通じ、助成金は全額、住宅所有者に還元されます。

Q 2 どの程度の申請件数を想定していますか。仮に多くの申請があり、申請額が予算額を超えた場合にはどうなりますか。

A

令和2年度の申請件数は、戸建住宅1000件程度、集合住宅300件程度を想定しています。申請は先着順に受理することとし、仮に受理された申請の合計額が予算額（令和2年度は7億円）を超えた場合には、その日をもって受理を停止します。当該予算超過日に複数の申請があった場合は、抽選を行い、受理するものを決定します。

なお、受理された申請額の合計については、随時ホームページ上でお知らせします。

Q 3 助成金全額を住宅所有者に還元することとありますが、具体的にはどういった還元方法がありますか。

A

リースや電力販売では、例えば、利用料金から毎月定額を割引くことで、契約期間内に助成金総額を還元する方法があります。

また、屋根借りでは、例えば、屋根使用料に毎月定額で加算することで、契約期間内に助成金総額を還元する方法があります。

なお、助成金全額を一括で住宅所有者に支払うことも可能です。

蓄電池など物品での還元は、認められません。

Q 4 新築住宅、既築住宅どちらへの太陽光発電システム設置であっても助成対象ですか。

A

新築住宅、既築住宅どちらも対象です。

Q 5 固定価格買取制度（FIT）の活用は可能ですか？

A

全量売電、余剰売電ともに可能です。

Q 6 他の補助金との併給は可能ですか。

A

助成対象となる太陽光発電システムについて、本助成金以外には都又は公社から交付される補助金等を受給できません。また、国及び区市町村からの補助金を充当する場合にあっては、国等の補助金額が本助成金額から控除されます。

Q 7 住宅兼事務所として使っている建物は対象になりますか。

A

リース又は電力販売の場合には、太陽光発電システムからの電気の一部又は全部が住宅で利用されている場合には対象になります。

屋根借りによる全量売電の場合には、停電時には太陽光発電システムからの電気を当該住宅の住民が活用できる場合は対象となります。

Q 8 カーポートへの太陽光発電システム設置は対象になりますか。

A

住宅の敷地内に設置されたカーポート内であり、発電された電気が住宅で利用されている場合は対象となります。

カーポートにおける「屋根借り」による全量売電については、カーポートが集合住宅の敷地内にあり、停電時には太陽光発電システムからの電気を当該住宅の住民が活用できる場合は対象となります。

Q 9 なんらかの事情で住宅所有者との契約を解除する場合、助成金返還の必要がありますか。

A

住宅所有者・助成事業者どちらの都合かに関わらず、太陽光発電システムが設置された日から5年間が経過する前に契約が解除された場合には、助成事業者は以下の計算式に基づき助成金を返還する必要があります。

$$\text{返還請求額} = \text{助成金額} - (\text{助成金額} / 5 \text{年}) \times \text{初期費用ゼロサービス契約経過年数}$$

Q 10 太陽光発電システムの法定耐用年数（17年）の間、善良な管理者の注意を持って管理する必要があるとのことですが、10年後に住宅所有者に太陽光発電システムを無償譲渡予定です。管理義務はどうなるのでしょうか。

A

太陽光発電システムの新所有者に管理等の義務が移ります。このことについて住宅所有者に理解を得た上で譲渡を行ってください。

なお、法定耐用年数(17年)に満たずに太陽光発電システムを処分する場合は、その時点の所有者が助成金の返還義務を負うことになります。

<主に事業者向け>

Q11 「電力販売」による太陽光発電システム設置サービスをしています。太陽光発電システムからの電気の従量料金単価(円/kWh)を引き下げることで、住宅所有者に還元を行っても良いですか。契約期間の想定発電量を推定し、助成金全額が還元されると思われる従量料金を設定する予定です。

A

太陽光発電システムからの電気の従量料金単価を引き下げる方法では、実際の発電量によって助成金全額が住宅所有者に還元されない可能性があることから不可とします。

毎月定額割引などにより、契約期間内に住宅所有者に必ず助成金総額を還元してください。

Q12 住宅所有者へ助成金全額を一括で最初に支払ってしまってもいいですか。

A

住宅所有者への助成金の還元は、最初に一括であっても、サービス利用料からの割引であって構いません。契約期間内に助成金総額を住宅所有者に還元してください。

Q13 2020年度末までに、住宅所有者と契約締結し、かつ、太陽光発電システムが設置される必要があるとのことですが、設置とはどのような状態を指しますか。電力会社との接続契約やFIT認定手続きが終了していないといけなんでしょうか。

A

ここでの「設置」とは、太陽光発電システムを住宅屋根等に物理的に設置する工事が終了した状態をいい、東京電力パワーグリッドとの接続契約や、FIT認定手続きが終了していることを求めるものではありません。

Q14 分譲住宅の新築時に太陽光発電システムを設置して売り出すため、太陽光発電システムの設置がリース等に係る住宅所有者との契約より前になることがあります。いつの時点で申請可能でしょうか。

A

申請には、住宅所有者(入居者)との太陽光発電システムのリース等に係る契約

書の写し等が必要です。入居者が決定し、リースや電力販売等の契約を締結した後に申請が可能となります。

(入居者決定前にディベロッパー等と太陽光発電システムのリース等の契約をする場合、当該段階での助成申請はできません。)

Q 1 5 「リース」や「電力販売」において、住宅に設置した太陽光発電システムからの電気の環境価値を事業者が取得して証書化し、販売又は譲渡しても助成対象となりますか。

A

本事業では、リースや電力販売によって設置された太陽光発電システムからの環境価値を伴った電気を住宅で利用してもらうこと1つの事業目的としており、事業者が環境価値を取得する場合には、助成対象となりません。

Q 1 6 助成を受けるには、必ず登録した事業プランと同じ利用料金で契約を結ぶ必要があるのでしょうか。

A

登録事業プランと実際の設置では、新築・既築や屋根材などの住宅仕様、太陽光発電システムの設置容量等の前提が異なる場合があるため、実際の契約において登録事業プランの価格で提示されたサービス利用料金と異なることは問題ありません。ただし、契約相手先である住宅所有者に対し、登録された料金と異なる理由等について適切に説明し、理解を得てください。

Q 1 7 割賦販売はなぜ助成対象事業にならないのですか。

A

本事業は、設備の購入ではない設置手法を促進し、太陽光発電システムの設置者の掘り起しを行うことも1つも目的にしており、太陽光発電システムを所有し設置するサービスを提供する事業者に対し助成を行うこととしています。

そのため、初期費用不要であっても、本事業では設備購入に係る割賦販売は助成対象とはしていません。

Q 1 8 特別養護老人ホームやサービス付高齢者向き住宅など高齢者福祉施設は助成対象となりますか。

A

入居者の住民票が移されていれば住宅とみなし、助成対象となります。

Q 1 9 初期費用ゼロで太陽光発電システムを設置するサービスを提供する事業者Aが倒産して事業継承がされなかった場合、太陽光発電システムを所有者している

事業者B(リース会社等)に対して、助成金の返還請求がされることはありますか。

A

助成金の返還請求は助成金申請者に対して行うことになります。そのため、Bに対して助成金返還請求は行いません。

Q 2 0 事業プランの登録後に分社や合併によって法人が変わった場合、登録した事業プランは引き継がれますか。

A

分社・合併されたことが分かる書類等を提出していただくことで、引き継ぐ処理をいたします。

Q 2 1 不動産会社所有の戸建(賃貸物件)への設置の場合で、入居状況に関わらず申請可能ですか。また、初期費用ゼロで太陽光発電システムを設置するサービスを提供する事業者からの助成金還元先は不動産会社ですか、入居者ですか。

A

申請可能です。不動産会社所有の賃貸物件の場合には、住宅所有者である当該不動産会社に、助成金が還元されます。

Q 2 2 二世帯住宅について、戸建と集合住宅をどのような基準で判断するのでしょうか。

A

原則として住戸内部で行き来できるのであれば一住戸と判断し、戸建住宅として審査します。玄関ドアを出て外からだけ行き来できるのであれば二住戸と判断し、集合住宅等とします。なお、建物登記や建築確認済証の提出を求める場合もあります。

Q 2 3 未使用品はどのような基準で判断するのでしょうか。

A

設置した太陽光発電システムが発電していないことを基準としています。

Q 2 4 各種申請書類の返却は可能ですか。

A

提出された申請書類については、原則、返却いたしませんので、助成対象事業者用として手元に控えを1部ご用意ください。

Q 2 5 契約が終わったら住宅所有者に無償譲渡する義務はありますか。

A

契約終了後の太陽光発電システムの無償譲渡の義務はありません。

Q 2 6 太陽光発電設置サービスを提供する事業者が補助金受領後に倒産した場合、助成金返還の扱いはどうなりますか。

A

事業が継承され、設置された太陽光発電が引き続き補助目的に合った形で利用されている場合には、助成金返還の必要はありません。その他のケースについては、個別にお問合せください。

Q 2 7 太陽光発電からの電気の自家消費分の環境価値を住宅所有者から有償で買い取ることは可能ですか。

A

本事業では、リースや電力販売によって設置された太陽光発電からの環境価値を伴った電気を住宅で利用してもらうことを1つの事業目的としており、事業者が環境価値を取得することは有償であってもできません。

Q 2 8 補助対象となる「住宅」の定義は何か。常に居住しているわけではない別荘などの建物は対象となりますか。

A

住宅の定義は「人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分(人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。)」です(実施要綱第3条1項参照)。別荘など常に居住しているわけではない建物も排除はしていませんが、詳細は個別にお問合せください。

<主に住宅所有者向け>

Q 2 9 自宅の屋根に太陽光発電システムを設置したいのですが、住宅所有者がこの助成金に申請することは可能でしょうか。

A

本助成金は、初期費用ゼロで太陽光発電システムを設置するサービスを提供する事業者が申請者となるため、住宅所有者は本助成金を申請することはできません。

一方、助成金は事業者を支払われますが、利用料の低減等を通じ、助成金は全額、住宅所有者に還元されます。登録された事業プランは一覧で公表されますので、設置検討の参考としてください。

Q 3 0 登録された事業プランは信用できるものでしょうか。

A

登録された事業プランは、助成金が住宅所有者に還元されることや非常用電源としての機能を持っていることなど一定の要件を満たしていることを確認したのですが、都又は公社がその事業内容を全て保証するものではありません。

登録された事業プランは一覧で公表されますので、比較検討していただきますようお願いいたします。また、事業者との契約に当たっては、助成対象となる登録された事業プランかを良く確認して契約してください。

Q 3 1 本助成金を利用し太陽光発電システムを設置した後に、太陽光発電システムの不具合が発生したらどうすればいいですか。

A

登録された事業プランにより設置された太陽光発電システムについては、事業者により故障時には速やかに交換又は修理がなされます。不具合が発生した場合には、契約した事業者にご連絡ください。

Q 3 2 サービスが途中で打ち切られることはないのでしょうか。

A

登録された事業プランは、最低5年間はサービスが継続されるものです。契約期間の途中での解約については、事業者との契約書をよくご確認ください。